

# (仮称)一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン (第5次町田市男女平等推進計画) (素案) 【概要版】

## 1. 計画の基本的事項 (素案 p.1 ~ 12)

### 1.1. 本計画策定の趣旨

男女平等参画を取り巻く国際的な社会情勢は、国連による持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの目標の1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、各国で女性の政策・方針決定過程への参画が拡大するなど、大きく変化しています。

一方、日本の女性の参画状況は、世界経済フォーラムが発表した最新のジェンダー・ギャップ指数2021によると、世界156カ国中120位と、他国と比べ遅れをとっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの変化により、リモートワークをはじめとする多様な働き方への工夫が進む一方で、DV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力の被害が顕在化するなど、身近な社会生活においても影響が表れています。

町田市では、2001年(平成13年)2月に男女が平等で、一人ひとりの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮し、自立して生きる社会をめざす、「男女平等参画都市宣言」を行いました。また、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める、「市町村男女共同参画計画」として、同法制定以前の1994年に策定した「町田市女性行動計画」を第1次計画と位置づけ、これを引き継ぐ形で2017年には「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第4次町田市男女平等推進計画)」を策定し、男女平等参画に関する施策を総合的に推進してきました。

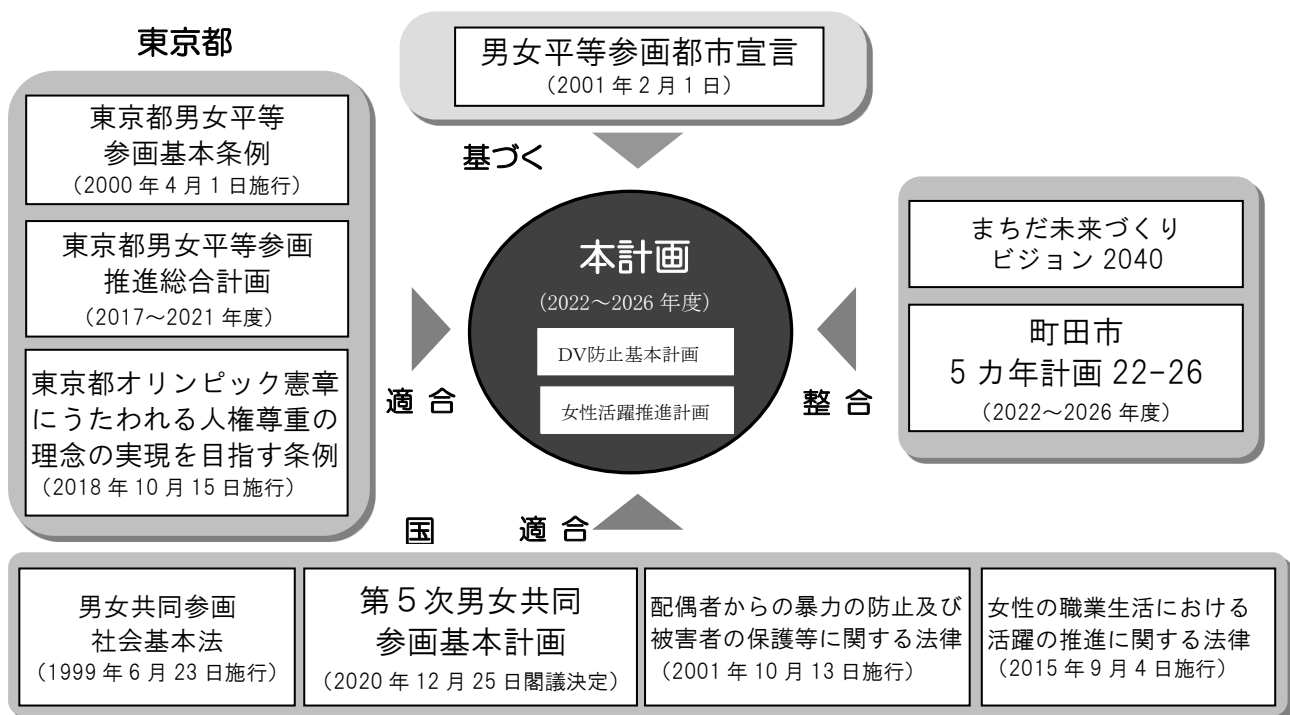
さらに、町田市では次期基本計画・基本構想である「まちだ未来づくりビジョン2040」(2022年4月~2039年3月)の策定において、政策の1つとして「ありのまま自分を表現できるまちになる」を掲げることで、一人ひとりの個性を大切に作る地域をつくる施策を推進していくこととしています。

本計画は、男女平等参画社会の形成に関して本市がめざしている方向性や施策を明らかにすることにより、市内で活動するあらゆる市民・事業者等の理解と協力を得るとともに、さらなる参画を期待するものです。また、多様性を認め合い、一人ひとりがその人らしく生きることができ、社会の実現をめざすためのものであり、今後の本市における男女平等参画に関する取り組みを一層充実し、総合的かつ計画的に推進するため、第5次町田市男女平等推進計画にあたる「(仮称)一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(2022~2026年度)」を策定します。



## 1.2.計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「町田市女性行動計画—まちだ女性プラン（第1次）」を発展させた「町田市男女平等推進計画（第2次）」「第3次町田市男女平等推進計画」「第4次町田市男女平等推進計画」を基礎に、現状に即した新たな施策を加えて「男女平等参画社会」を実現するための施策推進の指針とするものです。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」「第5次男女共同参画基本計画」及び東京都の「男女平等参画基本条例」「男女平等参画推進総合計画」「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を踏まえて策定しています。
- (3) 本計画は、「まちだ未来づくりビジョン 2040」「男女平等参画都市宣言」に基づき、関連計画との整合性を図りながら策定しています。
- (4) 本計画は、町田市男女平等参画協議会における意見や、「町田市男女平等参画に関するアンケート調査」結果など、市民や市内事業者からの意見及び調査結果を尊重しています。
- (5) 本計画のめざすべき姿Ⅰ基本目標2「男女間のあらゆる暴力の根絶」基本施策Ⅰ-2-1～2は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（DV防止基本計画）に位置づけます。
- (6) 本計画のめざすべき姿Ⅱ基本目標1「雇用や職業等の場における男女平等参画の推進」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画」（女性活躍推進計画）に位置づけます。



## 1.3.計画期間

本計画の期間は、2022年度から2026年度の5カ年とします。

## 1.4.計画策定の構成

本計画では、男女平等参画社会を実現するために、男女平等参画都市宣言に基づき、基本理念を設定し、基本理念に基づいて2つのめざすべき姿を設定します。さらに、めざすべき姿ごとに、その実現に向けた基本目標を設定し、本市が取り組むべき基本施策を定め、施策推進の方向を明らかにします。

＜基本理念＞ 本計画のめざしている最終的な目標を示しています。

＜めざすべき姿＞ 基本理念を達成するための、男女平等施策全体の方向です。

＜基本目標＞ めざすべき姿を実現するために、分野ごとに分けて設定された目標です。

＜基本施策＞ 基本目標を達成するために行う施策を示しています。

＜施策推進の方向＞ 基本施策を支える、施策推進の方向を列記しています。

## 1.5.男女平等参画施策を取り巻く主な課題

男女平等参画社会の形成をめざし、多様性を認め合い、一人ひとりがその人らしく生きることができる社会の実現に向けて、以下の課題が挙げられます。

### (1) 男女の平等感

町田市の男女平等参画意識は、2016年度と比較して高まっているものの、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。そこで、幅広い年齢層に応じた啓発手法を検討し、継続的に市民意識の醸成を図る必要があります。

### (2) 多様な性の尊重

性の多様性について、正しい知識の習得や理解の促進が求められます。また、周囲の人たちの知識や理解の不足による無意識の言動などが、性的マイノリティの方の生きづらさにもつながっています。そこで、多様性を認め合う意識の醸成や、性的マイノリティの方の生きづらさの緩和を図る必要があります。

### (3) DVに対する認知度の向上と被害者支援

新型コロナウイルス感染症により、今まで潜在化していたDV被害の顕在化・深刻化が懸念されており、DV相談件数は増加しています。そこで、これまで行ってきたDV防止啓発や被害者支援なども含め、引き続き、意識醸成や支援に取り組んでいく必要があります。

### (4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた育児・介護の支援

近年、共働き世帯が増加していますが、依然として家事・育児・介護の負担が女性に偏っています。また、男性は長時間労働の傾向があり、家庭生活や地域活動に関わりたくても関わっていないのが実情です。そこで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女平等参画の視点から、育児・介護等の支援を行い、様々なライフスタイルに合った働き方をサポートする体制を構築していく必要があります。

### (5) 審議会等（政策・方針決定過程へ）の女性の参画促進

市の政策・方針決定過程に関わる審議会等の委員について、依然として女性の割合が低い状況です。そこで、多様な視点で行政施策などの方針決定ができるよう、引き続き、審議会等への女性の参画を促す必要があります。

## 1.6.本計画で取り入れた新たな視点

男女平等参画施策を取り巻く主な課題や、社会情勢を踏まえて、本計画では新たに以下の4つの視点を取り入れました。

### 視点1 デジタル技術を活用した幅広い年齢層へのアプローチ

SNSやオンライン配信などのデジタル技術を活用し、様々な施策に関する情報を発信することにより、若年層をはじめ、幅広い年齢層の取り組みへの参画を促します。

### 視点2 意識醸成や行動促進に向けた男性へのアプローチ

育児休業制度（育休）などをはじめとする制度の整備が徐々に整ってきましたが、たとえば、女性に比べ男性の育休取得率は著しく低い状況です。男性の参画も当たり前のこととしていけるよう、性別にとらわれない、格差をなくすための意識の醸成や行動を促します。

### 視点3 多様性を尊重する意識の浸透

市民・職員それぞれに対して、多様性を尊重する意識の醸成を目的とする講座や研修などを実施するとともに、性の多様性に関しては、同性カップルを自治体が認証する「（仮称）パートナーシップ制度」の導入などを行い、多様性を認め合う意識の醸成や行動を促します。

### 視点4 SDGsの推進

世界中で共有するSDGs（17の目標）に掲げられた「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするいくつかの目標は、本計画に沿ったものです（p.5参照）。

世界における、日本のジェンダーギャップ指数の伸び悩みからも、「誰ひとり取り残さない」ための取り組みにより、一人ひとりがSDGsを推進できるよう促します。

## 2. 計画の構成（素案 p.13～35）

### 2.1. 計画体系

#### 《基本理念》

「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」



施策推進の方向	
1	年齢層に応じた男女平等参画に関する普及啓発 <b>拡充・強化</b> 視点1
2	デジタル技術の活用による、男女平等に関する情報や資料等の収集・提供 <b>拡充・強化</b> 視点1
3	男女平等の視点に立った教育と指導
4	男女平等に関する学習機会の提供と支援
5	男女平等推進団体・グループへの支援及び育成
6	男女平等参画に関する職員への意識啓発
7	性の多様性への理解促進 <b>NEW</b> 視点1 視点3
8	人権尊重や多様性に関する職員・教職員への意識啓発 <b>NEW</b> 視点1 視点3
9	人権尊重の視点に立った性教育の充実
10	健康支援のための啓発及びイベントの参加・開催
11	性や健康にかかわる相談体制の充実と関係機関相互の連携
12	検査・健診体制の充実
13	配偶者等からの暴力の根絶のための意識啓発
14	暴力の防止に関する若年層への啓発 <b>拡充・強化</b> 視点1
15	配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実 <b>拡充・強化</b>
16	被害者の安全確保への対応の整備
17	自立支援に関する自助グループへの支援
18	あらゆるハラスメントを防止するための取り組みの推進
19	性暴力、ストーカー、性の商品化等に関する被害の防止
20	働く人のワーク・ライフ・バランス実現に向けた普及啓発
21	事業者へのワーク・ライフ・バランス推進支援
22	再就職や起業に向けた学習講座等の開催や情報の収集・提供
23	就労に関する情報提供や相談窓口の周知
24	さまざまな保育サービスの充実
25	子育てに関する啓発活動の充実
26	子育てに関する相談体制の充実
27	ひとり親家庭への支援
28	男性の子育て参画促進 <b>NEW</b> 視点2
29	家族介護者への支援 <b>拡充・強化</b>
30	介護サービス等に関する情報の提供
31	審議会・委員会等への女性の登用促進及び環境の整備 <b>拡充・強化</b>
32	市内事業所における女性管理職の登用に向けた普及啓発 <b>NEW</b>
33	市役所内の管理職に占める女性比率の向上
34	女性の防災活動への参画や、男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進 <b>拡充・強化</b>
35	誰もが参加しやすい地域活動に向けた環境の整備

#### 【アイコンの説明】

**NEW** …新しい取り組み **拡充・強化** …より力を入れる取り組み **視点1** …p.4に対応

内は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

内は、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画」に該当する範囲を示します。

## 2.2.施策推進の方向ごとの取り組み

### めざすべき姿Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重するまち

#### I-1 お互いを尊重し合う意識の醸成

##### ➤ I-1-1 男女平等参画に関する市民意識の向上

男女平等参画の重要性とその内容を理解することができるよう、あらゆる媒体、特にデジタル技術を活用した情報提供及び多様な学習機会の提供を行います。

また、次代を担う子ども達が、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の視点に立った教育を行います。

##### <施策推進の方向>

- ◇ 年齢層に応じた男女平等参画に関する普及啓発
- ◇ デジタル技術の活用による、男女平等に関する情報や資料等の収集・提供
- ◇ 男女平等の視点に立った教育と指導
- ◇ 男女平等に関する学習機会の提供と支援
- ◇ 男女平等推進団体・グループへの支援及び育成
- ◇ 男女平等参画に関する職員への意識啓発

##### ➤ I-1-2 多様性を尊重する意識の浸透

男女平等参画社会では、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることが求められます。性自認や性的指向のあり方など、多様な性を認め合い、差別や偏見をなくすことで、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。

##### <施策推進の方向>

- ◇ 性の多様性への理解促進
- ◇ 人権尊重や多様性に関する職員・教職員への意識啓発

##### ➤ I-1-3 心と体の健康支援

誰もが生涯を通して、安心して過ごせるよう、心と体の健康増進を図ります。健康講座やイベントの開催、健康相談の実施など、健康づくりに必要な情報提供や支援を行います。また、性差に応じた病気の早期発見などを目的として、各種がん検診等の受診を推進します。

##### <施策推進の方向>

- ◇ 人権尊重の視点に立った性教育の充実
- ◇ 健康支援のための啓発及びイベントの参加・開催
- ◇ 性や健康にかかわる相談体制の充実と関係機関相互の連携
- ◇ 検査・健診体制の充実

## I-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

### ➤ I-2-1 配偶者等からの暴力の防止と早期発見

配偶者等からの暴力は、被害者に対する重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させる取り組みを進めます。

#### <施策推進の方向>

- ◇ 配偶者等からの暴力の根絶のための意識啓発
- ◇ 暴力の防止に関する若年層への啓発

### ➤ I-2-2 配偶者等からの暴力による被害者への支援

配偶者等からの暴力による被害者の早期発見に向けて、相談体制の充実を図ります。また、被害者の安全の確保に向けて、関連組織や警察等との連携を強化し、被害者の状況に応じた支援を行います。

#### <施策推進の方向>

- ◇ 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実
- ◇ 被害者の安全確保への対応の整備
- ◇ 自立支援に関する自助グループへの支援

### ➤ I-2-3 ハラスメントやその他暴力への対策

あらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等に情報提供を行います。

また、性暴力、ストーカー、性の商品化等に関する被害の防止に向けて、意識啓発を行うとともに、相談窓口などの周知に努めます。

#### <施策推進の方向>

- ◇ あらゆるハラスメントを防止するための取り組みの推進
- ◇ 性暴力、ストーカー、性の商品化等に関する被害の防止

## Ⅱ－１ 雇用や職業等の場における男女平等参画の推進

### ➤ Ⅱ－１－１ 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援

男女がともにその能力を十分に生かせる職場環境の整備を支援するため、事業者等に対して、法制度等に関する周知・啓発活動に努めます。

また、市役所内におけるポジティブ・アクションを推進し、男女がともに働きやすい職場環境を整備します。

＜施策推進の方向＞

- ◇ 働く人のワーク・ライフ・バランス実現に向けた普及啓発
- ◇ 事業者へのワーク・ライフ・バランス推進支援

### ➤ Ⅱ－１－２ 女性の活躍推進に向けた取り組みへの支援

女性自身のエンパワーメントを図り、職業生活において活躍することができるよう、再就職支援、起業支援などの取り組みを展開するとともに、女性の就労に関する相談について適切に対応します。

＜施策推進の方向＞

- ◇ 再就職や起業に向けた学習講座等の開催や情報の収集・提供
- ◇ 就労に関する情報提供や相談窓口の周知





## Ⅱ－２ 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援

### ➤ Ⅱ－２－１ 子育てに対する支援

男女がともに希望する働き方を実現できるよう、多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。また、情報提供や相談体制の充実を図り、サービスを利用しやすい環境をつくります。

#### ＜施策推進の方向＞

- ◇ さまざまな保育サービスの充実
- ◇ 子育てに関する啓発活動の充実
- ◇ 子育てに関する相談体制の充実
- ◇ ひとり親家庭への支援
- ◇ 男性の子育て参画促進

### ➤ Ⅱ－２－２ 介護に対する支援

介護者のワーク・ライフ・バランスを保てるよう、介護サービスの利用方法などに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

#### ＜施策推進の方向＞

- ◇ 家族介護者への支援
- ◇ 介護サービス等に関する情報の提供

## Ⅱ－３ あらゆる分野における男女平等参画の推進

### ➤ Ⅱ－３－１ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会等における女性の委員比率向上に向けた取り組みを行います。また、市職員の女性管理職への登用については、「町田市特定事業主行動計画」に基づき積極的な登用に取り組めます。

#### ＜施策推進の方向＞

- ◇ 審議会・委員会等への女性の登用促進及び環境の整備
- ◇ 市内事業所における女性管理職の登用に向けた普及啓発
- ◇ 市役所内の管理職に占める女性比率の向上

### ➤ Ⅱ－３－２ 男女がともに参画する地域社会づくり

地域における意思決定の過程や防災対策に男女双方の視点を取り入れるため、情報の収集・提供を行うとともに、講習会を実施することで、参加しやすい環境づくりに努めます。

#### ＜施策推進の方向＞

- ◇ 女性の防災活動への参画や、男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進
- ◇ 誰もが参加しやすい地域活動に向けた環境の整備

### 3. 計画の推進（素案p.36～38）

#### 3.1.数値目標

本計画の基本理念「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」の実現に向けて、基本施策ごとに数値目標を設定します。

めざすべき姿	基本目標	基本施策	指標	現状値	目標値
				(2021年度)	(2026年度)
Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重するまち	1. お互いを尊重し合う意識の醸成	1 男女平等参画に関する市民意識の向上	男女平等推進センターが行っている啓発や相談などの事業を知っている市民の割合	-	30.0%
		2 多様性を尊重する意識の浸透	「性的マイノリティ」という言葉を知っている市民の割合	65.4%	80.0%
		3 心と体の健康支援	乳がん検診の受診率※1 子宮頸がん検診の受診率※1	16.8% 15.7%	17.2% 16.0%
	2. 男女間のあらゆる暴力の根絶	1 配偶者等からの暴力の防止と早期発見	配偶者・恋人間における身体や精神を傷つける行為を暴力として認識する市民の割合	78.9%	85.0%
		2 配偶者等からの暴力による被害者への支援	DVを受けた人のうち、だれか(どこか)に相談した市民の割合	27.7%	40.0%
		3 ハラスメントやその他暴力への対策	直近の1年間で職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントを受けていない市民の割合	53.7% ※2	70.0%
Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち	1. 雇用や職業等の場における男女平等参画の推進	1 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援	仕事と生活の調和の現状と理想が一致している市民の割合	45.5%	50.0%
		2 女性の活躍推進に向けた取組への支援	社会において男女の地位は平等になっていると感じている市民の割合(上段:全体 下段:20歳代)	9.3% 14.1%	20.0% 30.0%
	2. 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援	1 子育てに対する支援	保育園の待機児童数	76人	0人
		2 介護に対する支援	家族介護者教室の開催数※1	15回	24回
	3. あらゆる分野における男女平等参画の推進	1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市が設置する審議会等における女性委員比率	28.8%	40.0%
		2 男女がともに参画する地域社会づくり	地域活動や社会活動をしている市民の割合	40.1%	50.0%

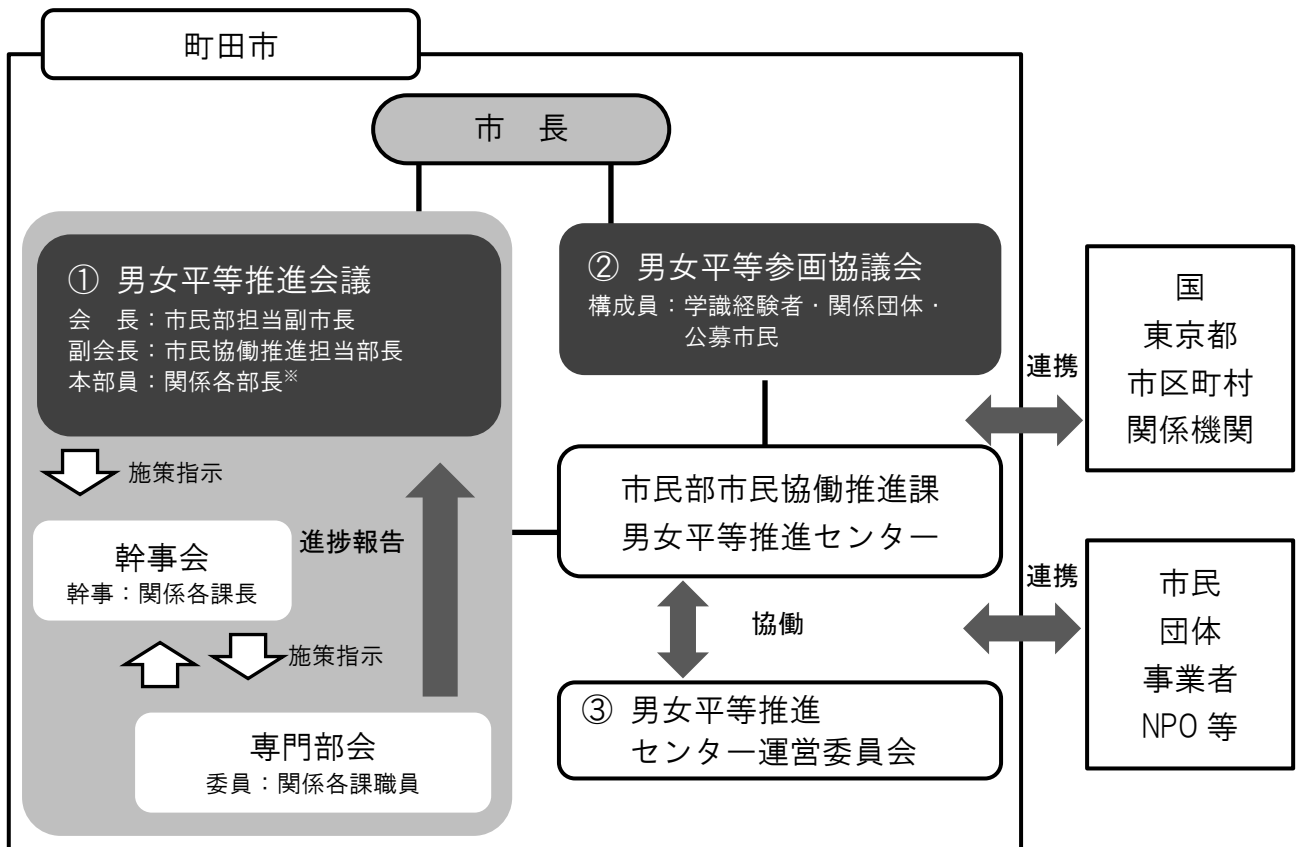
※1 2020年度実績値 ※2 過去にセクシュアル・ハラスメントを受けていない市民の割合

### 3.2.計画の推進体制

その人らしさを発揮できる社会の形成のためには、行政、事業者、関係団体及び市民一人ひとりがその人らしさを発揮できる社会の形成をめざすという共通認識を持ち、あらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に展開することが重要です。

本計画や市全体の男女平等参画の着実な推進に向け、市民や事業者、関係団体等と協働し、全庁的に計画を推進します。

#### ■計画の推進体制



※関係各部長は町田市男女平等推進会議設置要綱別表による

### 男女平等参画都市宣言

わたしたちは、男女が平等で、  
一人ひとりの人権を尊重し合い、  
個性と能力を十分に発揮し、  
自立して生きる社会をめざします

21世紀を迎え、町田市は、  
職場・学校・地域・家庭をはじめ、  
社会のあらゆる領域で、男女の真の平等と  
真の参画を推進するため

ここに、「男女平等参画都市」を宣言します  
2001年2月1日  
町田市

